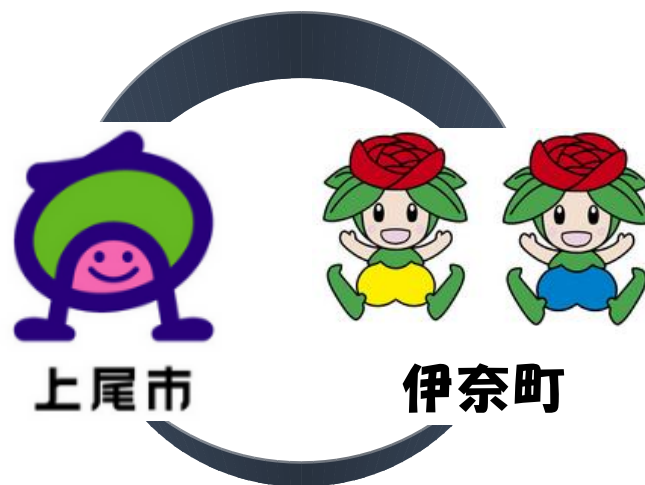


# 上尾市・伊奈町広域消防運営計画



令和4年8月22日

上尾市・伊奈町消防広域化協議会

## 目 次

第 1 章 消防の広域化の背景	1
1 消防の広域化の背景	1
2 検討経過	2
第 2 章 現状と課題	3
1 構成市町の概要	3
(1) 上尾市の概要	3
(2) 伊奈町の概要	3
(3) 両市町の人口推移・面積	4
(4) 消防予算の推移	6
2 両市町の消防体制	7
(1) 両市町の署所所在地	7
(2) 消防車両等	8
(3) 両市町の組織と人員配置	8
(4) 階級別消防職員	9
(5) 年齢別職員構成	10
3 災害出動件数の推移	11
(1) 火災出動件数の推移	11
(2) 救急出動件数の推移	11
(3) 救助出動件数の推移	12
4 予防体制	13
(1) 防火対象物と立入検査	13
(2) 予防体制の充実	14
5 消防水利	16
第 3 章 消防広域化の効果	17
1 住民サービスの向上	17
(1) 災害発生時における初動体制の強化	17
(2) 統一的な指揮下での効果的な部隊運用	17
(3) 署所配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮等	18
(4) 救急対応の向上	19
2 人員配置の効率化と充実	20
(1) 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強	20
(2) 救急・予防業務の高度化及び専門化	20
3 消防体制の基盤の強化	21

第4章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項 . . . . . 22

1 基本的事項 . . . . . 22

- (1) 広域化の方式 . . . . . 22
- (2) 委託事務の範囲 . . . . . 23
- (3) 消防広域化の実施時期 . . . . . 24
- (4) 消防本部の位置及び名称 . . . . . 25
- (5) 消防署所の位置及び名称 . . . . . 25

2 組織 . . . . . 26

- (1) 消防本部・消防署の組織 . . . . . 26
- (2) 伊奈町が上尾市に委託する消防業務 . . . . . 27
- (3) 危険物施設の許認可 . . . . . 28
- (4) 委託事務の管理、執行、関係条例等 . . . . . 29
- (5) 消防車両の配置場所 . . . . . 29
- (6) 部隊運用等 . . . . . 30
- (7) 現場指揮体制 . . . . . 30
- (8) 消防指令センター . . . . . 30
- (9) 消防署・分署の管轄区域 . . . . . 31
- (10) 交替制勤務 . . . . . 31

3 人事、処遇 . . . . . 33

- (1) 職員定数 . . . . . 33
- (2) 職員配置及び採用計画 . . . . . 33
- (3) 職員の任用 . . . . . 33
- (4) 職員の階級 . . . . . 34
- (5) 給料月額 . . . . . 34
- (6) 諸手当の支給基準 . . . . . 34
- (7) 福利厚生 . . . . . 35
- (8) 教育、訓練及び研修 . . . . . 35
- (9) 被服等 . . . . . 36

4 施設整備 . . . . . 37

- (1) 消防施設整備計画 . . . . . 37
- (2) 車両更新計画 . . . . . 38

5 経費 . . . . . 38

- (1) 経費の負担方法 . . . . . 38
- (2) 職員給与の負担方法 . . . . . 39
- (3) 広域化に伴い臨時的に必要な経費 . . . . . 39

- (4) 財産の取扱い . . . . . 41
- (5) 債務の取扱い . . . . . 41
- (6) 収入の帰属 . . . . . 41

第5章 関係機関との連携に関する事項 . . . . . 42

- (1) 伊奈町災害対策本部との連携 . . . . . 42
- (2) 消防団との連携 . . . . . 42
- (3) 関係団体との連携 . . . . . 43
- (4) 意見調整組織 . . . . . 43

## 第1章 消防の広域化の背景

### 1 消防の広域化の背景

近年、多様化・激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震等に備えるため、防災・減災、国土強靱化の取組を進めることが重要であり、消防の果たす役割は益々増大しています。さらに、高齢化社会の進展や新型コロナウイルス感染症への救急対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況下において、初動体制の強化、装備の充実、大規模災害への対応など、スケールメリットが実現できるとされている市町村の消防の広域化が推進されています。

平成18年6月には、消防組織法が改正され、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が策定されました。この法律に基づき、平成20年3月に「埼玉県消防広域化推進計画」が策定され、上尾市・伊奈町においても、埼玉県が示した地域の枠組みの中で消防の広域化についての議論を重ねてきました。

その後、上尾市と伊奈町双方における消防救急無線のデジタル化に伴う、消防通信指令施設の更新が共通の課題として認識され、新たな取組として平成25年4月1日から上尾市・伊奈町消防指令センターの共同運用を開始しています。

こうした取組のなか、同日には「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部が改正され、改正前の基本方針に定められた広域化の推進期限の延長や具体的な基本方針が示されました。

この新たな基本方針に基づき、平成25年8月に上尾・伊奈広域行政協議会総会において、伊奈町から上尾市との消防の広域化についての提案がなされました。これを受けて、平成25年9月に上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会を立ち上げ、現状と課題の抽出、広域化の方向性について、「上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会報告書」を策定しました。

そして、平成26年5月に「上尾市・伊奈町消防広域化協議会」を設立し、同年9月には埼玉県知事から「消防広域化重点地域」に指定され、広域化による様々なスケールメリットを活用して、地震・台風等の広域的な自然災害や大規模火災等に対応できる消防体制の充実強化を図るために様々な協議を重ねてきました。

この広域消防運営計画は、広域化後の新たな消防本部の円滑な運営を確保するために必要とされる項目について、消防組織法及び市町村の消防の広域化に関する基本指針を踏まえ、協議を経て両市町の合意の下に、広域化を実現させる基本的な計画として位置付け作成したものです。

## 2 検討経過

- 平成20年3月 埼玉県消防広域化推進計画が策定され、上尾市・伊奈町において、調査研究を開始
- ↓
- 平成25年4月 消防救急無線のデジタル化に伴い、上尾市・伊奈町消防指令センターの共同運用を開始
- ↓
- 平成25年8月 上尾・伊奈広域行政協議会総会において、伊奈町から上尾市へ消防の広域化について提案
- ↓
- 平成25年9月 上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会を設置し検討を開始
- ↓
- 平成26年3月 「上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会報告書」を策定

### 【検討結果】

上尾市と伊奈町は、地理的条件や生活圏が同じことから地域住民のつながりが強い地域であり、消防相互応援協定を締結する以前から、災害に対応するための取組を互いに行ってきた経緯がある。

こうした状況のなか、今後予想される大規模な自然災害、災害の複雑化や住民ニーズの多様化等、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応できる消防体制づくりが求められることから、平成25年4月から上尾市と伊奈町による消防通信指令施設の共同整備・共同運用を進め、基盤の強化に努めてきた。

本委員会では、更なる消防体制の強化を図るため、上尾市・伊奈町における消防体制等の現状と課題を抽出し、広域化の方向性について検討を重ねてきた。その結果として、高齢化社会の進展に伴う飛躍的な救急需要の増加、消防施設の老朽化、消防体制の整備・強化や社会保障費の増大による財源不足等の課題がある。

これらの課題を解決するためには、署所の適正配置や効率的な財政運用及び職員配置が必要であると共に、社会情勢の変化に迅速に対応するための基盤の強化に向けて、上尾市と伊奈町による消防の広域化は必要であると判断したことから、消防の広域化を進めるものと結論づけられる。

また、消防の広域化を進めることで、国の財政支援を積極的に活用するなど、今後の消防施設の整備等における財政負担の軽減が期待できる。

- ↓
- 平成26年5月 上尾市・伊奈町消防広域化協議会を設置し協議を開始
- ↓
- 平成26年9月 埼玉県から消防広域化重点地域に指定
- ↓
- 令和4年 幹事会・協議会を重ね、運営計画策定

## 第2章 現状と課題

### 1 構成市町の概要

#### (1) 上尾市の概要



上尾市は、首都東京から35kmの距離にあり、埼玉県の南東部に位置しています。東は伊奈町と蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と隣接しています。

昭和30年1月1日、上尾町、平方町、原市町、大石村、上平村、大谷村の3町3村が合併して上尾町になり、3年後の昭和33年7月15日の市制施行で上尾市が誕生しました。当時、人口は約3万7千人でしたが、地理的条件の良さに国の高度成長政策も加わり、田園都市から工業都市、そして住宅都市へと変貌しました。

平成30年に市制施行60周年を迎え、人口は23万人を超えています。上尾市では、「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」を将来都市像と定め、新たな時代に向けたまちづくりに取り組んでいます。



#### (2) 伊奈町の概要

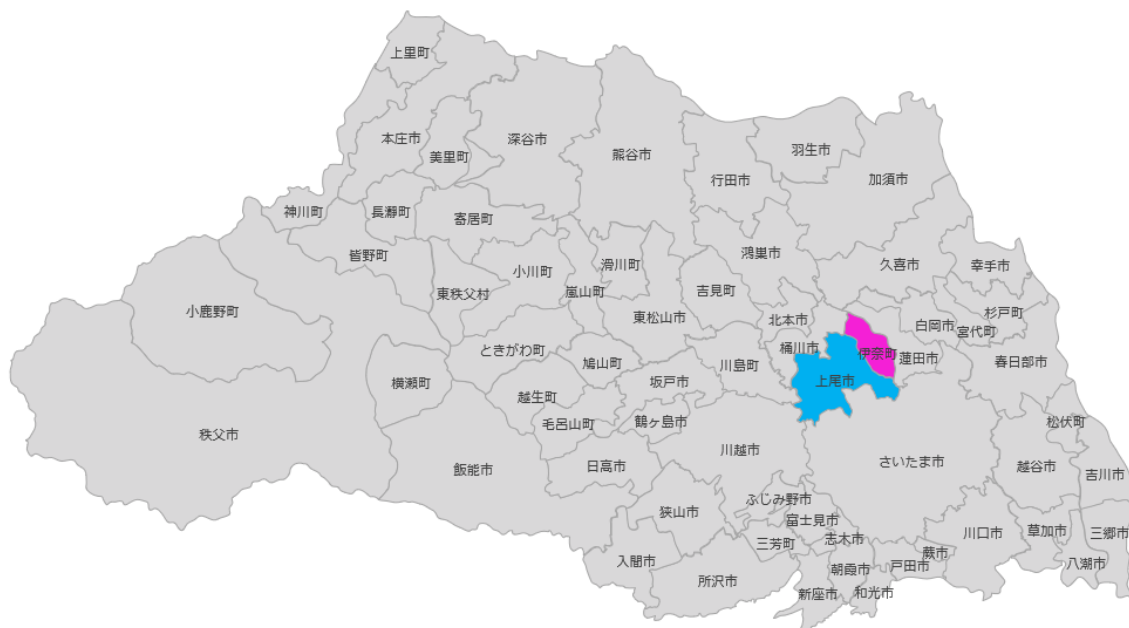


伊奈町は、埼玉県の中南部、東京都心から40km圏内の東北新幹線と上越新幹線の分岐点に位置しています。昭和18年に小室村と小針村が合併した際、今から400年ほど前に代官頭（のちの関東郡代）伊奈備前守忠次公がこの地に陣屋を構えたことから、伊奈氏にちなみ伊奈村と命名したことが、その名の由来です。

今もなお、町の東部を流れる綾瀬川付近一帯に広がる田園地帯や梨・ぶどうなどの果樹園、そして自然林など、緑豊かな自然が多く残っています。昭和58年の埼玉新都市交通ニューシャトルの開通等により都市基盤整備が進み、若い家族が集う活気あふれる町へと発展を続けています。子育てとお年寄りに優しく、活力ある「ずっと住みたい緑にあふれた キラキラ光る 元気なまち」を目指し、町民の皆さんの目線に立った行政運営に取り組んでいます。



## 《上尾市と伊奈町の位置》



### (3) 両市町の人口推移・面積

#### ○面積等

(令和4年4月1日現在)

	上尾市	伊奈町
人口	230,385人	45,021人
面積	45.51 km <sup>2</sup>	14.79 km <sup>2</sup>
広ぼう	東西 10.48 km	東西 2.5 km
	南北 9.32 km	南北 7.5 km

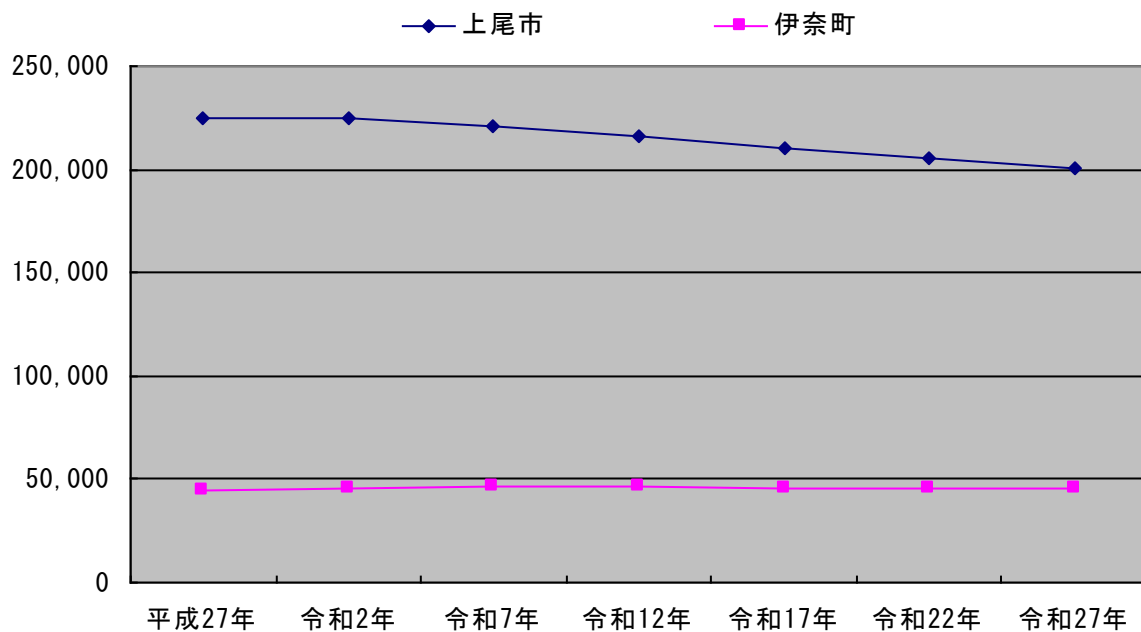
#### ○人口推移

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成27年推計）では今後、全国的に人口の減少が見込まれています。上尾市の人口は、平成27年から令和27年までに約25,000人の減少が見込まれています。一方、伊奈町の人口は、令和27年には約740人の増加が見込まれています。

高齢者の人口割合は、令和27年に上尾市は37.1%、伊奈町は35%と増加の一途をたどると予想されています。

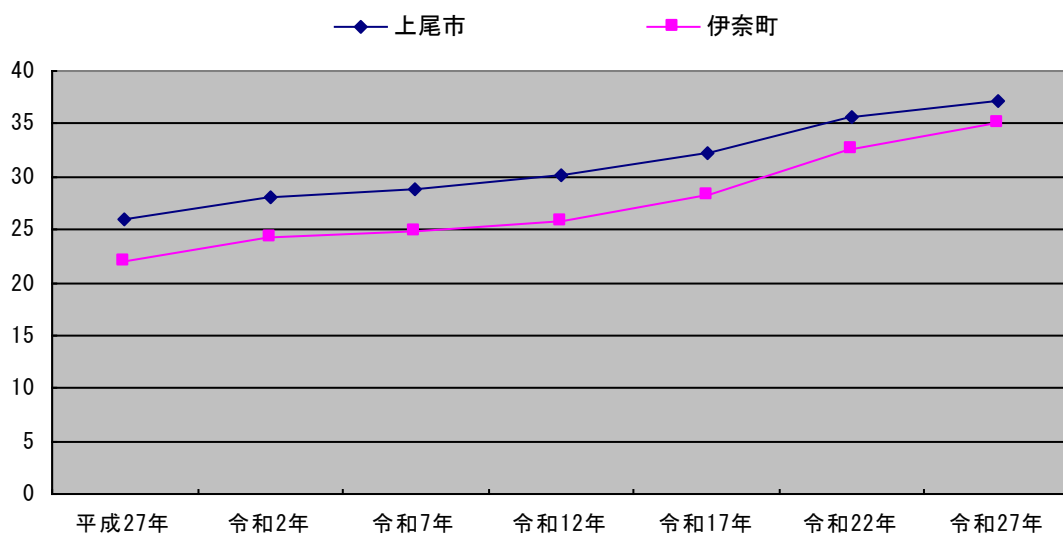


○人口の推移（人）



	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
上尾市	225,196	224,432	221,182	216,278	210,699	205,344	200,265
伊奈町	44,442	45,757	46,301	46,230	45,886	45,535	45,179

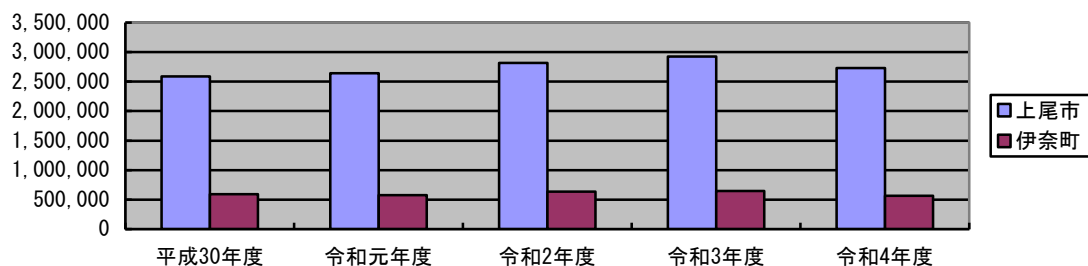
○高齢化率（%）



	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
上尾市	25.6	28.0	28.9	30.1	32.3	35.6	37.1
伊奈町	21.9	24.3	24.9	25.8	28.3	32.6	35.0

#### (4) 消防予算の推移

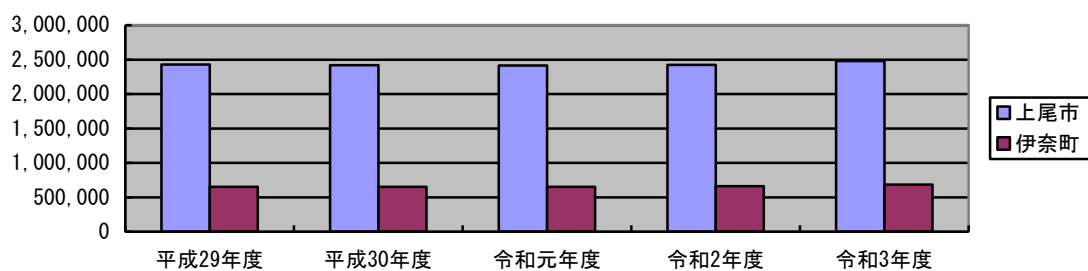
##### ○常備消防費予算額（千円）



##### ○常備消防費予算額と住民1人当たりの常備消防費予算額（千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
上尾市	2,590,181	2,642,710	2,818,794	2,925,071	2,728,552
住民1人当たり	11,341	11,563	12,307	12,733	11,843
伊奈町	590,558	574,469	635,112	645,651	563,174
住民1人当たり	13,206	12,840	14,145	14,341	12,509

##### ○消防費基準財政需要額（千円）



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
上尾市	2,427,658	2,417,477	2,414,934	2,423,469	2,478,177
伊奈町	651,852	653,355	652,858	659,137	681,619

## 2 両市町の消防体制

### (1) 両市町の署所所在地



施設名称	所在地	建築面積 延べ床面積	運用開始年月日
上尾市消防本部 東消防署	上尾市大字上尾村 537	1749.08 m <sup>2</sup> 2659.06 m <sup>2</sup>	昭和 58 年 11 月 1 日
上尾市東消防署 原市分署	上尾市大字瓦葺 1139	471.03 m <sup>2</sup> 647.32 m <sup>2</sup>	昭和 54 年 4 月 1 日
上尾市東消防署 上平分署	上尾市大字上 1573-1	545.10 m <sup>2</sup> 733.40 m <sup>2</sup>	平成 6 年 4 月 1 日
上尾市西消防署	上尾市中分一丁目 232	1705.69 m <sup>2</sup> 2284.0 m <sup>2</sup>	平成 20 年 1 月 1 日
上尾市西消防署 大谷分署	上尾市大字大谷本郷 908-8	693.16 m <sup>2</sup> 676.01 m <sup>2</sup>	昭和 63 年 4 月 15 日
上尾市西消防署 平方分署	上尾市大字平方 1713-1	843.70 m <sup>2</sup> 794.41 m <sup>2</sup>	平成 17 年 4 月 1 日
伊奈町消防本部 伊奈町消防署	伊奈町大字小室 4885	850.22 m <sup>2</sup> 1279.75 m <sup>2</sup>	昭和 59 年 4 月 1 日

(2) 消防車両等

(令和4年4月1日現在)

		消防ポンプ車	はしご車	化学車	救急車	救助工作車	指揮車	その他
上尾市	東消防署	2	1	1	1	1	1	4
	西消防署	2	1	0	1	1	0	2
	原市分署	2	0	0	1	0	0	1
	上平分署	2	0	0	1	0	0	1
	大谷分署	2	0	0	2	0	0	2
	平方分署	1	0	0	1	0	0	2
伊奈町	消防署	2	0	1	2	1	0	3
合 計		13	2	2	9	3	1	15

		その他の車両
上尾市	東消防署	重機搬送車、非常用救急車、調査車、警防車
	西消防署	積載車、連絡車
	原市分署	連絡車
	上平分署	連絡車
	大谷分署	非常用ポンプ自動車、連絡車
	平方分署	ボートトレーナー、連絡車
伊奈町	伊奈町消防署	非常用救急車、予防車、警防車

(3) 両市町の組織と人員配置

○上尾市消防本部（定数267人）

(令和4年4月1日現在)

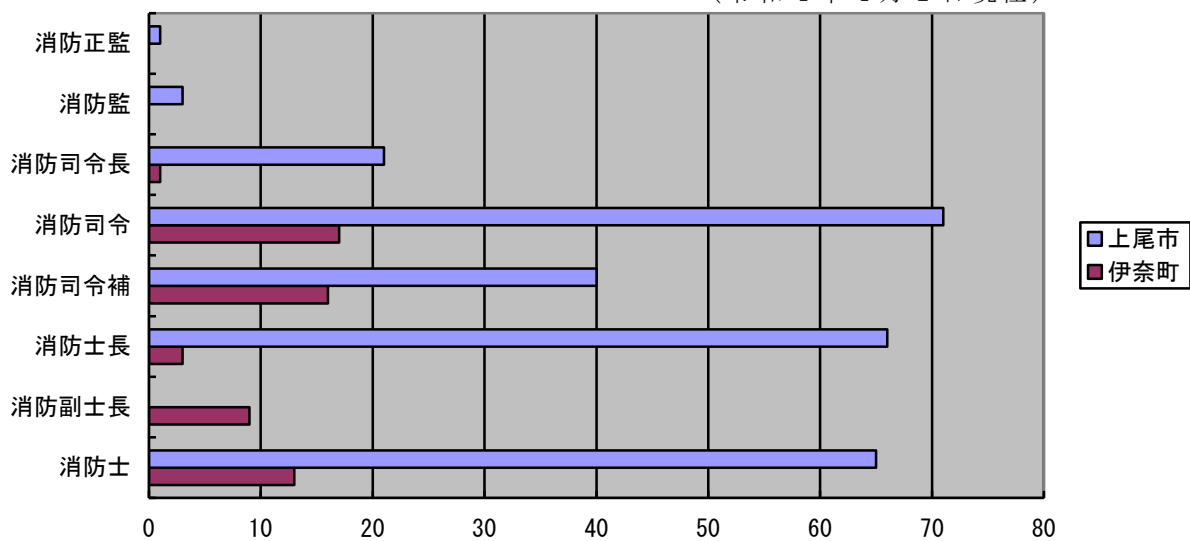
所属等		配置人数	
上尾市 (267)	消防本部 (42)	消防長	1
		次長	1
		消防総務課	8
		消防総務課付	3
		予防課	11
		警防課	8
		指令課	10
	東消防署 (120)	署長	1
		管理課	5
		消防第1課	29
		消防第2課	29
		原市分署 上平分署	28
	西消防署 (105)	署長	1
		消防第1課	23
		消防第2課	23
		大谷分署 平方分署	36
		22	

○伊奈町消防本部（定数 61 人）

伊奈町 (59)	消防本部 (17)	消防長	1
		次長	1
		消防総務課	5
		消防総務課付（消防指令センター）	6
		予防課	4
	消防署 (42)	署長兼消防課長	1
		消防課	2
		消防第 1 課	19
		消防第 2 課	20

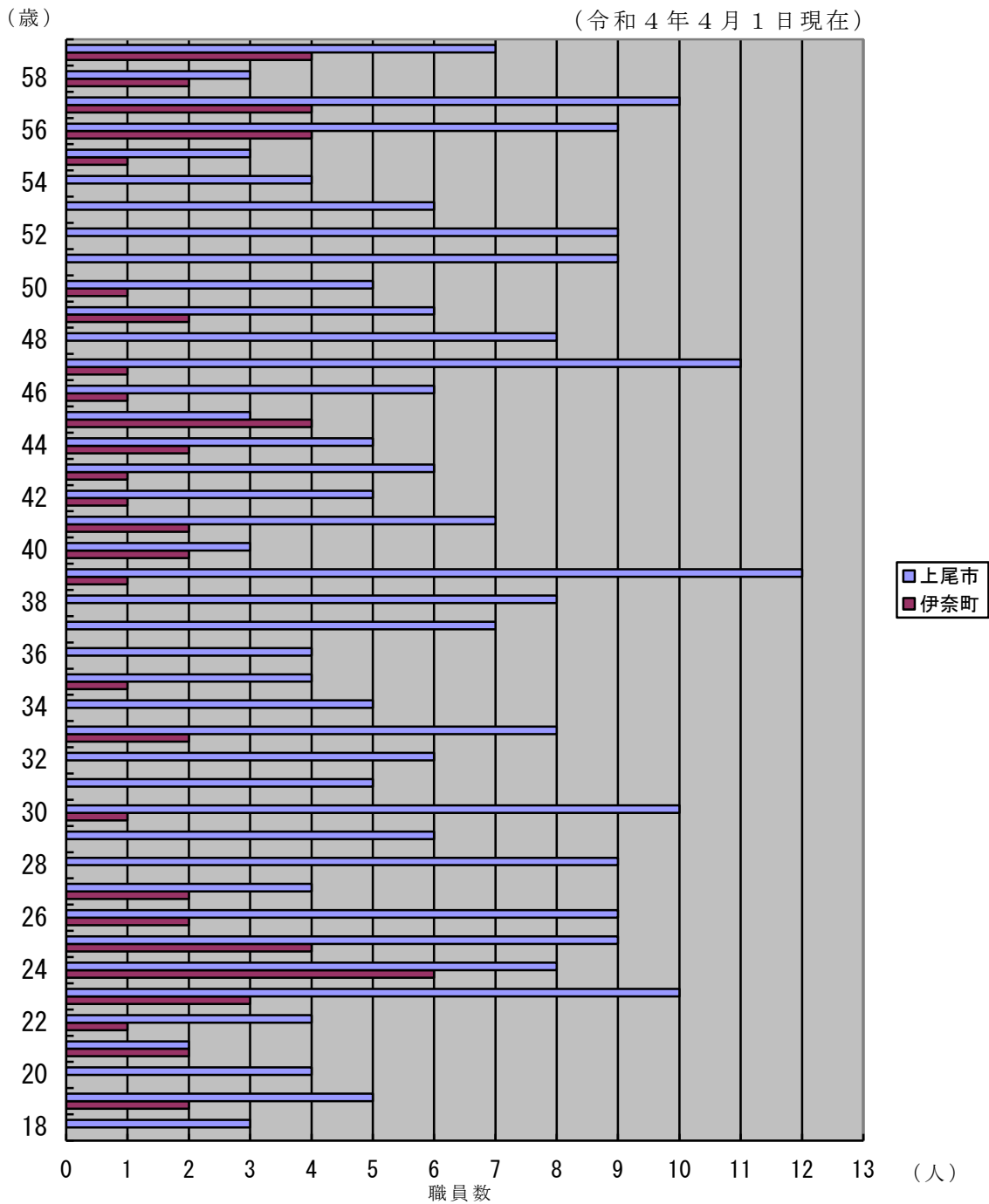
(4) 階級別消防職員

（令和 4 年 4 月 1 日現在）



	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	合計
上尾市	1	3	21	71	40	66	0	65	267
伊奈町	—	—	1	17	16	3	9	13	59
合計	1	3	22	88	56	69	9	78	326

(5) 年齢別職員構成

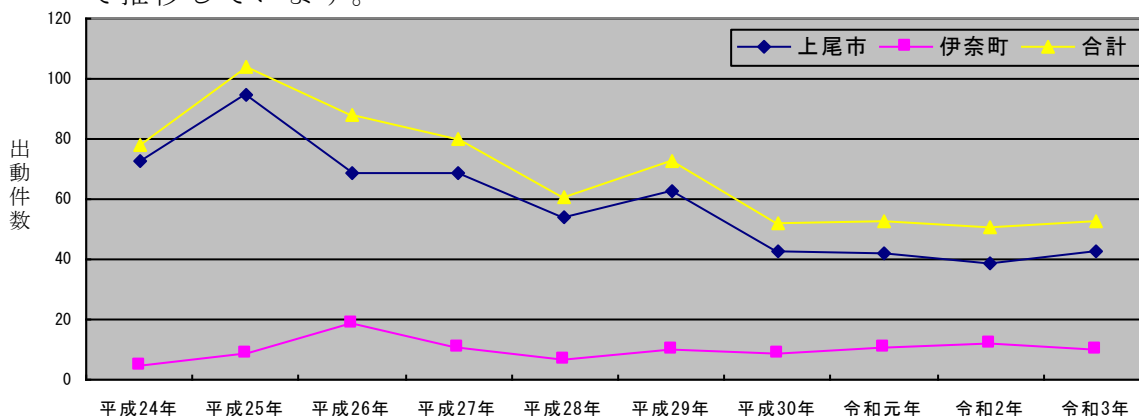


	18歳～ 19歳	20歳～ 24歳	25歳～ 29歳	30歳～ 34歳	35歳～ 39歳	40歳～ 44歳	45歳～ 49歳	50歳～ 54歳	55歳 以上	合計 (人)
上尾市	8	28	37	34	35	26	34	33	32	267
伊奈町	2	12	8	3	2	8	8	1	15	59
合計	10	40	45	37	37	34	42	34	47	326

### 3 災害出動件数の推移

#### (1) 火災出動件数の推移

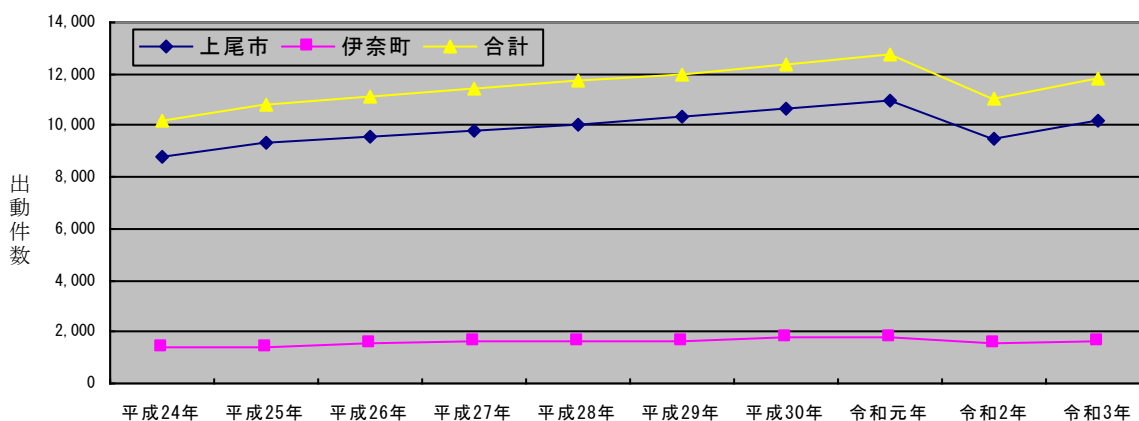
火災出動件数は、全国的におおむね減少傾向にあります。上尾市では過去10年間で約2分の1に減少しています。伊奈町では、おおむね一定数で推移しています。



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
上尾市	73	95	69	69	54	63	43	42	39	43
伊奈町	5	9	19	11	7	10	9	11	12	10
合計	78	104	88	80	61	73	52	53	51	53

#### (2) 救急出動件数の推移

救急出動件数は、全国的に増加傾向にあります。しかし、令和2年は救急出動件数が減少しました。理由としては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う衛生意識の向上や不要不急の外出自粛といった行動変容により、救急出動件数の減少に繋がったと考えられています。両市町ともに、全国と同様の傾向にあります。



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
上尾市	8,796	9,341	9,541	9,827	10,055	10,329	10,628	10,945	9,510	10,158
伊奈町	1,413	1,433	1,580	1,604	1,670	1,643	1,765	1,791	1,540	1,644
合計	10,209	10,774	11,121	11,431	11,725	11,972	12,393	12,736	11,050	11,802

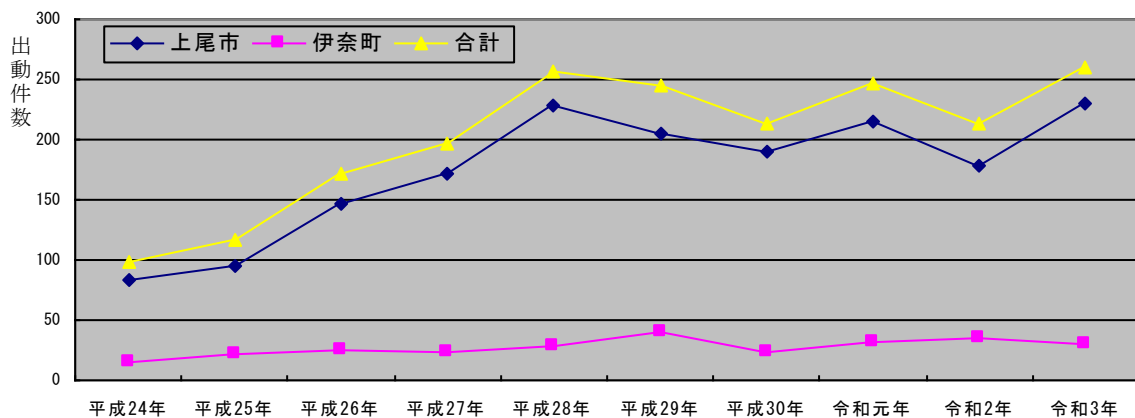
【令和3年度中の救急出動】

両市町の人口に占める救急車の利用人数⇒ 約23人に1人の割合で利用  
 1日当たりの出動件数⇒ 約32件  
 1回当たりの出動頻度⇒ 約45分に1回



(3) 救助出動件数の推移

救助出動件数は、5年ごとの推移は全国的に増加傾向にありましたが、令和元年以降は減少しています。上尾市は平成28年、伊奈町は平成29年までは増加傾向でしたが、その後は両市町ともおおむね一定数で推移しています。



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
上尾市	84	95	146	172	228	205	190	215	178	230
伊奈町	15	21	25	24	28	40	24	31	35	30
合計	99	116	171	196	256	245	214	246	213	260



## 4 予防体制

### (1) 防火対象物と立入検査

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置、防災物品の使用などを義務付けています。

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法に基づき、防火対象物に立ち入って検査を行っています。

### ア 防火対象物数と立入検査数

(令和3年度中)

防火対象物の区分		上尾市		伊奈町		合計	
		防火対象物数	立入検査回数	防火対象物数	立入検査回数	防火対象物数	立入検査回数
(一)	イ 劇場等	5	0	0	0	5	0
	ロ 公会堂等	80	0	15	0	95	0
(二)	イ キャバレー等	0	0	0	0	0	0
	ロ 遊技場等	14	0	0	0	14	0
	ハ 性風俗特殊営業店舗	0	0	0	0	0	0
	ニ カラオケボックス等	5	0	0	0	5	0
(三)	イ 料理店等	0	0	0	0	0	0
	ロ 飲食店等	74	1	21	12	95	13
(四)	百貨店等	240	3	52	27	292	30
(五)	イ 旅館等	6	0	2	0	8	0
	ロ 共同住宅等	2561	9	413	0	2974	9
(六)	イ 病院等	83	1	22	6	105	7
	ロ 特別養護老人ホーム等	56	0	5	1	61	1
	ハ 老人デイサービスセンター等	122	1	23	9	145	10
	ニ 幼稚園等	41	0	6	0	47	0
(七)	学校	159	0	59	0	218	0
(八)	図書館等	1	0	1	0	2	0
(九)	イ 特殊浴場	3	0	0	0	3	0
	ロ 一般浴場	0	0	0	0	0	0
(十)	停車場等	1	0	0	0	1	0
(十一)	寺社・寺院等	28	0	13	0	41	0
(十二)	イ 工場等	443	4	207	0	650	4
	ロ スタジオ	0	0	0	0	0	0
(十三)	イ 駐車場等	28	1	4	0	32	1
	ロ 航空機格納庫	0	0	0	0	0	0
(十四)	倉庫	339	69	139	0	478	69
(十五)	事務所等	449	8	108	0	557	8
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	344	14	47	7	391	21
	ロ 非特定複合用途防火対象物	225	10	55	0	280	10
(十六の二)	地下街	0	0	0	0	0	0
(十六の三)	準地下街	0	0	0	0	0	0
(十七)	文化財	0	0	0	0	0	0
(十八)	アーケード	0	0	0	0	0	0
(十九)	山林	0	0	0	0	0	0
合計		5307	121	1192	62	6499	183

## イ 危険物施設数

(令和3年度)

危険物施設の区分		上尾市	伊奈町	合計
製造所		8	5	13
貯蔵所	屋内貯蔵所	72	24	96
	屋外タンク貯蔵所	20	5	25
	屋内タンク貯蔵所	0	0	0
	地下タンク貯蔵所	46	15	61
	簡易タンク貯蔵所	0	0	0
	移動タンク貯蔵所	27	2	29
	屋外貯蔵所	6	2	8
	小計	171	48	219
取扱所	給油取扱所	35	12	47
	第1種販売取扱所	0	0	0
	第2種販売取扱所	0	0	0
	移送取扱所	0	0	0
	一般取扱所	40	19	59
	小計	75	31	106
計		254	84	338
事業所数		112	48	160

## (2) 予防体制の充実

### ア 住宅火災対策の強化

住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者となっており、住宅用火災警報器の設置をはじめ、引き続き火災予防の普及啓発を進める必要があります。

#### 《令和3年度住宅用火災警報器推計設置率》

	上尾市	伊奈町	全国平均
設置率	83%	72%	83.1%



## イ 立入検査の充実

両市町の消防本部では、火災予防のために必要があるときは、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っています。

火災の発生を未然に防ぐためにも、立入検査の充実を図る必要があります。

《令和3年度立入検査実施率》

	防火対象物数	立入検査数	実施率
上尾市	5,307	121	2.3%
伊奈町	1,192	62	5.2%

## ウ 火災原因調査の充実

火災原因調査の目的は、火災の発生及び延焼拡大、被害状況を調査し、その要因を分析することにより、類似火災の予防や延焼拡大防止、被害の減少などに役立て、消防行政を推進するための資料を得ることです。

近年では、電気製品等による製品火災対策への取組が求められ、消防機関において、火災原因調査の専門的知識を有する職員の育成が求められています。



火災原因調査専従員の育成



査察・違反処理専門員の育成

## 5 消防水利

### ○ 消防水利数

両市町が消防の目的で設置し、維持管理する消火栓、防火水槽等を消防水利といいます。

(令和4年4月1日現在)

		上尾市	伊奈町	合計
防火水槽 (公設)	20 m <sup>3</sup> 級	269	90	359
	40 m <sup>3</sup> 級	132	23	155
	60 m <sup>3</sup> 級	5	0	5
	80 m <sup>3</sup> 級	1	0	1
	100 m <sup>3</sup> 級	14	6	20
	小計	421	119	540
消火栓		2296	538	2834
プール		34	6	40
計		2751	663	3414

### 《令和元年度消防水利充足率》

	算定数	整備数	充足率
全国	1,450,135	1,140,851	78.7%
上尾市	1,552	1,374	88.5%
伊奈町	436	342	78.4%

※令和元年度 消防施設整備計画実態調査



上尾市



伊奈町

## 第3章 消防広域化の効果

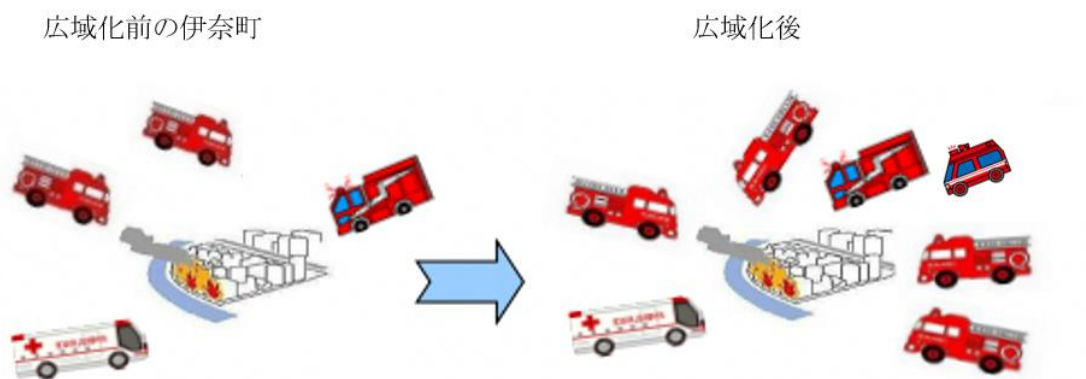
### 1 住民サービスの向上

#### (1) 災害発生時における初動体制の強化

火災が発生した時は、できるだけ多くの人員と車両が迅速に現場へ到着し、消火活動を実施することが重要です。

現状の相互応援協定による支援は、応援する側の消防体制に影響がない範囲でしか受援できませんが、広域化後は、従来の市町の枠を超えた広域的な対応が期待でき、災害対応の強化が図れます。

特に伊奈町で火災が発生した場合は、第1出動の部隊数が増加するため迅速に包囲態勢をとることが可能となり被害が軽減されます。

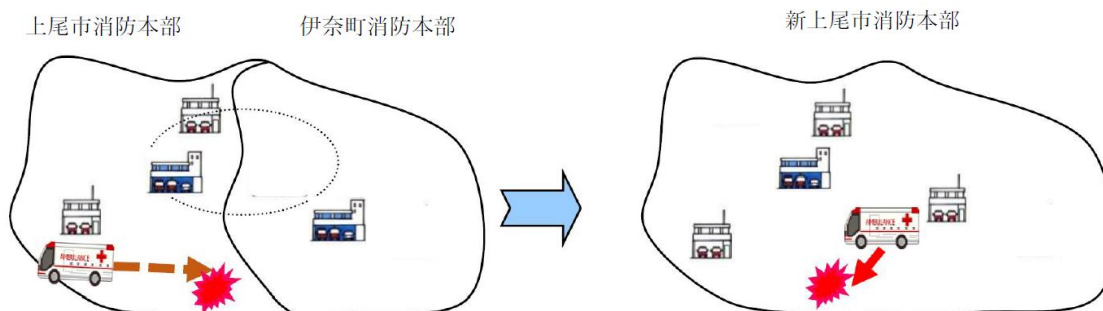


#### (2) 統一的な指揮下での効果的な部隊運用

近隣応援などの別組織による応援出動では、効果的な消防活動を行うために必要な指揮命令の伝達等が困難となりますが、同一組織となることで統一的な指揮下での効果的な部隊運用が可能となります。

(3) 署所配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮等

現在の上尾市・伊奈町消防指令センターでは、両市町それぞれの消防車等に対して出動させていますが、広域化後は同一の部隊運用を行うことで、より効果的かつ迅速な車両の選定が可能となり、特に両市町の境付近では消防車両等の到着時間の短縮が可能となります。



《現場到着時間のイメージ》

	現場目標	広域化前 (A)			広域化後 (B)			短縮時間 (A)-(B)
		署所	距離 (m)	時間 (分)	署所	距離 (m)	時間 (分)	
上尾市	上尾市総合福祉センター (平塚 724)	上尾市 東消防署	2,700	4.5	伊奈分署	2,100	3.5	1.0
	上尾警察署原市交番 (原市 1453-3)	上尾市 東消防署	3,100	5.2	伊奈分署	2,500	4.2	1.0
伊奈町	上尾鷹の台高校交差点 付近 (栄 1-154)	伊奈町 消防署	2,500	4.2	原市分署	922	1.5	2.7
	中荻住宅 (小室 11080 付近)	伊奈町 消防署	2,700	4.5	東消防署	1,800	3.0	1.5
	県民活動総合センター (内宿台 6-26)	伊奈町 消防署	4,700	7.8	上平分署	4,100	6.8	1.0

※緊急車両の平均速度を、道路状況、人口密度等を考慮し、分速600mと仮定し算出した数値である。

#### (4) 救急対応の向上

- 上尾市は令和3年の救急出動件数が10,158件でした。現在救急車を7台保有しており1台に係る出動件数は、1,451件となっています。

伊奈町は令和3年の救急出動件数が1,644件でした。現在救急車を2台保有しており1台に係る出動件数は、822件となっています。

広域化後は、救急車の保有台数が9台になることから、令和3年の救急出動件数から算出すると、救急車1台に係る出動件数は、1,311件となり、上尾市では出動件数の負担軽減が図れます。

- 救急車の現有数については、「消防力の整備指針」に基づき算出すると両市町ともに1台不足している状況ですが、広域化後は、不足数の解消が図れます。
- 救急出動要請時に消防本部の全救急車が出場している確率は小規模本部ほど高くなりますが、広域化後は救急車の不在状態を解消することが期待できます。

#### 《応援救急出動件数》

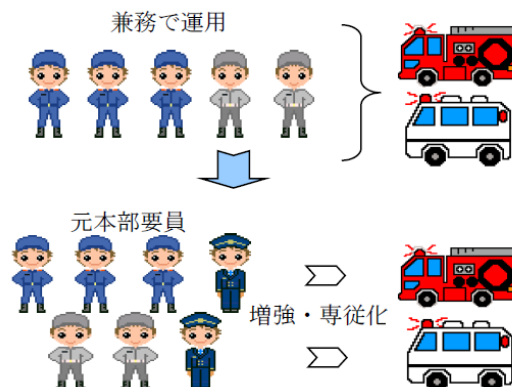
	平成30年	平成31年	令和元年	令和2年	令和3年
上尾市から伊奈町	21件	32件	33件	30件	22件
伊奈町から上尾市	9件	16件	14件	11件	16件



## 2 人員配置の効率化と充実

### (1) 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強

消防本部機能を統合することにより、人員の効率化が図られ、それにより生じた人員を再配置することができ、消防力が増強されます。



### (2) 救急・予防業務の高度化及び専門化

広域化により人員が増えることで以下のことが可能となります。

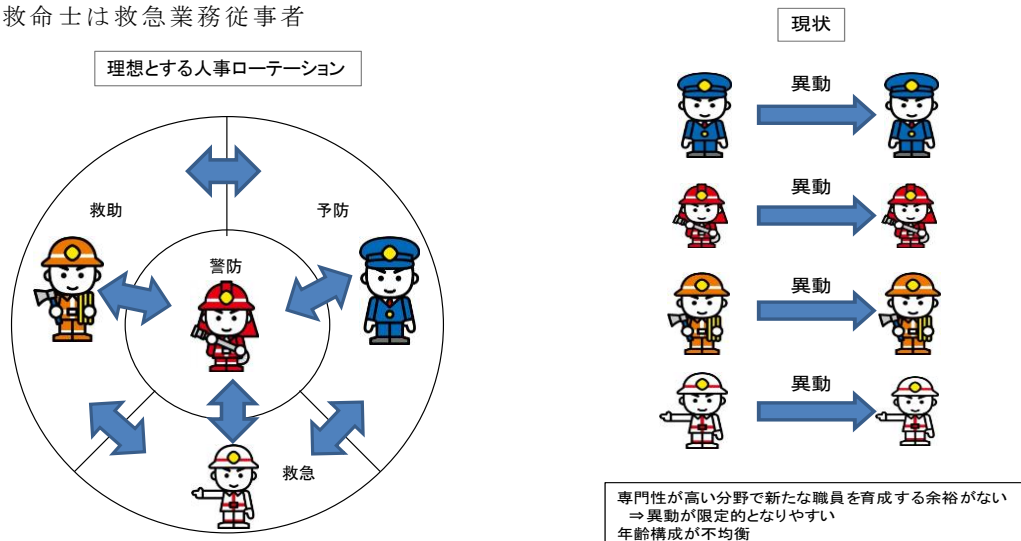
ア 救急救命士等の資格取得や研修派遣が計画的に実施できることで、より重度の傷病者に対して高度な救急救命処置が可能になるなど、質の高い救急業務の提供が可能となる。

イ 予防査察、違反処理、消防用設備等の検査、危険物許可等の火災予防に関する高度な知識及び技術を有する予防技術資格者について、人事ローテーションを積極的に行い、育成することが可能となる。

	上尾市 (人)	広域前の割 合 (%)	伊奈町 (人)	広域前の割 合 (%)	広域後 (人)	広域後の割 合 (%)
救急救命士	43	16.1	13	22.0	56	17.1
予防技術資格者	22	8.2	10	16.9	32	9.8

※割合＝広域前：現有数上尾市 267 人・伊奈町 59 人／広域後：328 人で算出

※救急救命士は救急業務従事者





### 3 消防体制の基盤の強化

#### ○ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備

財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備により、安定的な財政運営を行うことができるようになることから、単独消防本部では整備が困難だった高度な消防資機材も計画的に整備することができます。

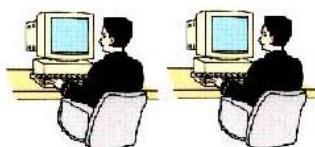
また、類似の装備・資機材等に対する重複投資を回避することができます。



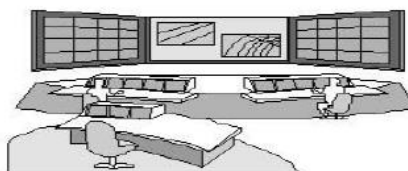
必要最小限の車両を整備



特殊車両等を計画的に増強整備可能



個別に小規模な設備を整備



高機能な設備を一元的に整備可能

## 第4章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

この章では、消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条の規定に基づき、上尾市及び伊奈町の地域において、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための必要な事項を定めています。



### 1 基本的事項

#### (1) 広域化の方式

伊奈町から上尾市への「事務委託方式」とする。

#### 補足

行財政上の様々なスケールメリットを活かし、上尾市・伊奈町の消防力の強化と住民サービスの一層の向上を図ることを目的とし、経費節減とスピードのある意思決定を行うことで、適切な消防サービスの提供及び住民負担の適正化が可能となる。

また、消防の責任の所在を明確にし、増加する救急要請等に対応するため現場活動要員の増強など、消防サービスを両市町の実情に即して提供し、合理的な消防行政を確保するという観点から、事務委託方式による広域化が相応しい。

財政面では、組合議会の設置、給与、共済事務等一定の経費及び事務量（人員配置）が発生する一部事務組合方式より事務委託方式による広域化の方が、初期投資を含め、財政負担が少なく、経費の縮減を図る上でも効果が大きく、両市町においても今後予想される厳しい財政事情を考慮すると、効率的な財政運用が求められる。

以上のことから、事務委託方式を採用し、人口及び消防本部の規模が大きい上尾市を受託自治体とする。なお、委託事務の管理及び執行に関し、伊奈町の意向を反映する調整組織の設置が必要になる。

《広域化方式の比較》

区分	事務委託	一部事務組合
関係法	地方自治法第252条の14等	地方自治法第286条等
組織上の相違(団体)	地方自治法に基づく普通地方公共団体	地方自治法に基づく特別地方公共団体(市町村から独立)
設置手続	県知事への届出	県知事への申請⇒許可
方式概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通地方公共団体に委ねる制度。</li> <li>普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。</li> <li>事務の委託により、法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体に帰属することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うことになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。</li> <li>一部事務組合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は一部事務組合が制定することになる。</li> </ul>
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託事務に要する経費は、委託をした普通地方公共団体が受託した普通地方公共団体に対する委託費として負担し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合の経費は、組合を組織する地方公共団体による分担、組合財産収入の充当などその方式を規約の中で定める。</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>1対1の受委託の関係により、両市町の実情に応じた消防サービスの提供及び負担の適正化が可能。</li> <li>一部事務組合方式に比べ財政負担が少ない。</li> <li>責任の所在が明確。</li> <li>行政上の意思決定が迅速。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両市町が基本的に同じ立場で組合運営に参画。</li> <li>全体の経費について費用按分することから管轄区域内の消防力が概ね均一になる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託側の当該事務に係る主体性がなくなる。</li> <li>受託側の管轄範囲が広がり、責任範囲が増加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両市町間の意見集約、合意形成に時間がかかり、迅速性に欠ける。</li> <li>組合議会の設置、給料・共済事務等の組織運営にあたり一定の経費及び事務量(人員)が増加する。</li> <li>組合設立に伴い関係条例全てにおいて新たに定める必要がある。</li> <li>両市町の実情に応じた対応が課題。</li> </ul>

(2) 委託事務の範囲

広域化により伊奈町が上尾市に委託する事務については、次のとおりとする。

ア 消防に関する事務(消防団に係るもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。) ※a 参照

イ 県知事から権限移譲を受けている事務 ※b 参照

補足

a 消防団に係るものは消防組織法第31条、水利施設の設置、維持及び管理については消防法第20条に基づき除くものとする。ただし、消防水利は常に使用できる状態を維持することが必要であるため、日常の点検は上尾市消防本部で行うものとする。

b 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼玉県条例第61号)により市町村が処理することとされた事務のうち次に掲げるものとする。

- ・火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく事務
- ・高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく事務
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく事務

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）抜粋

（市町村の消防の広域化）

第 31 条 市町村の消防の広域化（2 以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）抜粋

（消防水利の基準及び水利施設の設置等の義務）

第 20 条 消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する。

② 消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。

※消防法逐条解説抜粋

「消防に必要な水利」とは、水道消火栓、貯水槽等の人工水利たると、海、河川等の自然水利たるとを問わず、消防のためにあらゆる水の利便を総称する。

(3) 消防広域化の実施時期

消防広域化の実施時期は、令和 5 年 4 月 1 日とする。

補足

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（消防庁告示）の一部が改正され、広域化の推進期限が令和 6 年 4 月 1 日まで再延長されたことを踏まえ、消防の広域化の実施時期は令和 5 年 4 月 1 日とする。

(4) 消防本部の位置及び名称

- ア 消防本部の位置は、上尾市大字上尾村 5 3 7 番地（広域化前の上尾市消防本部の位置）とする。 ※a 参照  
 イ 消防本部の名称は、「上尾市消防本部」とする。 ※b 参照

補足

- a 現庁舎の耐用年数、移転・新築等の諸経費などの費用対効果を総合的に勘案するとともに、住民サービスにおける利便性を考慮すると、上尾市・伊奈町を一つのエリアとした場合、ほぼ中心に位置しており、また、災害活動における中枢部となる消防指令センターがあることから、現在の上尾市消防本部の位置とすることが合理的である。  
 b 広域化の方式は事務委託方式を採用することから、広域化に伴う名称の変更は行わない。



(5) 消防署所の位置及び名称

- ア 広域化実施時の消防署所の位置は、現状の位置とする。  
 イ 消防署所の名称は、上尾市は現状のとおりとし、伊奈町消防署の名称を「上尾市東消防署伊奈分署」とする。

補足

- ・ 上尾市の 2 署 4 分署については、現状のとおりとする。
- ・ 現状の伊奈町消防署を、上尾市消防本部の一組織となることから「上尾市東消防署伊奈分署」とする。

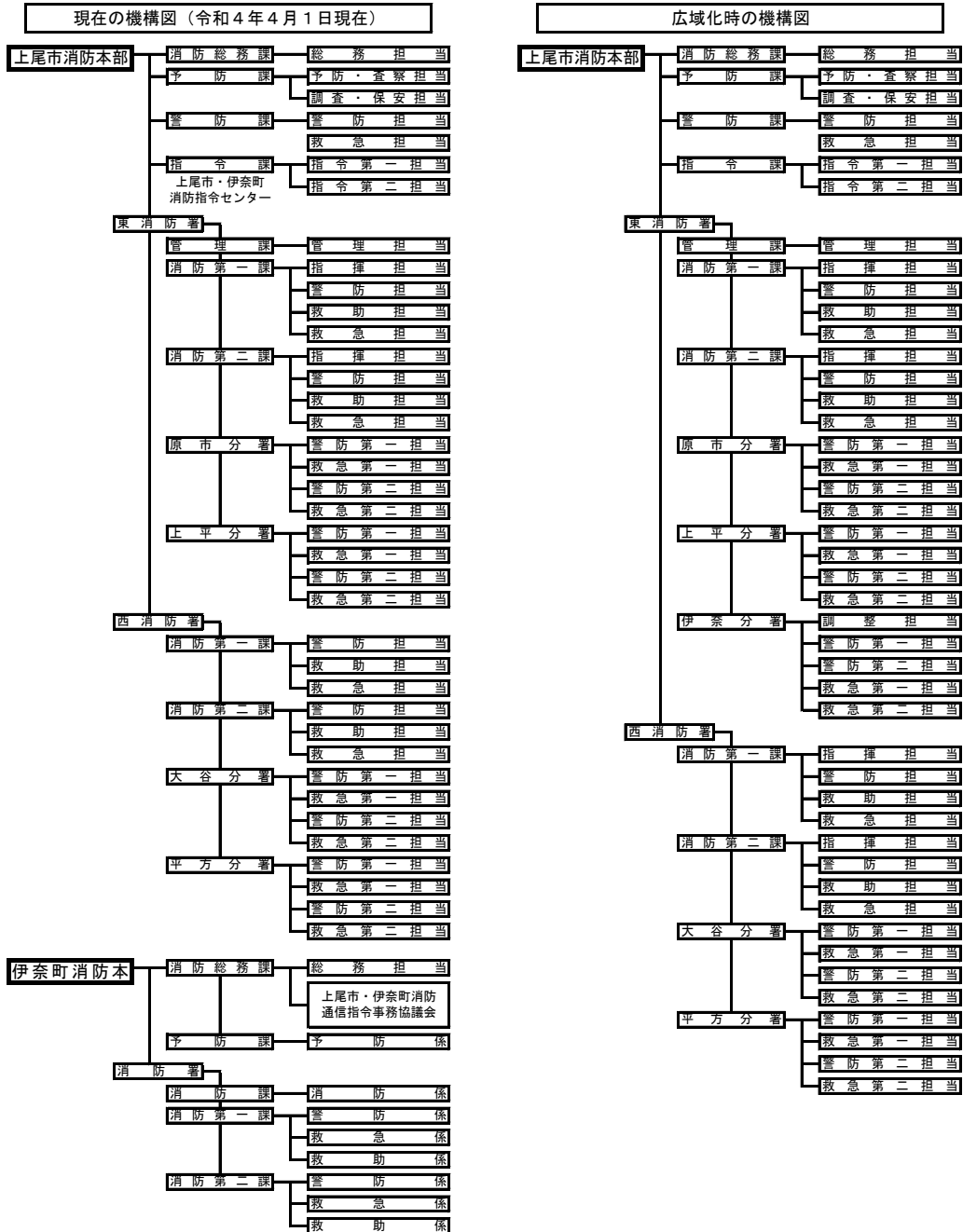
広域化前	広域化後
上尾市東消防署	上尾市東消防署
上尾市東消防署原市分署	上尾市東消防署原市分署
上尾市東消防署上平分署	上尾市東消防署上平分署
上尾市西消防署	上尾市西消防署
上尾市西消防署大谷分署	上尾市西消防署大谷分署
上尾市西消防署平方分署	上尾市西消防署平方分署
伊奈町消防署	上尾市東消防署伊奈分署

## 2 組織

### (1) 消防本部・消防署の組織

- ア 現状の伊奈町消防署を上尾市東消防署の分署組織として位置づけ、調整担当、警防担当、救急担当を置く。
- イ 上尾市西消防署に指揮担当を新設する。

補足



(2) 伊奈町が上尾市に委託する消防業務

伊奈町消防本部各課の事務分掌について上尾市消防本部各課への振り分けを行う。

**補足**

広域化の方式が「事務委託方式」となることから、伊奈町消防本部各課の事務分掌について上尾市消防本部各課へ振り分けをする。

《伊奈町消防本部の事務分掌及び主な移管先》

① 消防本部 消防総務課 庶務係

事務分掌	主な移管先（上尾市へ）
1 公印の保管に関すること。	※消防団（公印）は伊奈町
2 文書の收受、発送、保存に関すること。	消防総務課 総務担当
3 消防委員会に關すること。	伊奈町
4 職員の任免、服務及び給与に関すること。	消防総務課 総務担当
5 予算及び執行に関すること。	消防総務課 総務担当
6 職員の研修及び厚生福利に関すること。	消防総務課 総務担当
7 消防職員委員会に関すること。	廃止
8 公務災害補償に関すること。	消防総務課 総務担当
9 貸与物品の支給に関すること。	消防総務課 総務担当
10 物品の購入調達及び契約に関すること。	消防総務課 総務担当
11 表彰に関すること。	消防総務課 総務担当 ※消防団のみ伊奈町
12 消防団に関すること。	伊奈町
13 自動車の安全運転管理に関すること。	消防総務課 総務担当
14 職員の安全衛生管理に関すること。	消防総務課 総務担当
15 組織の改善及び考査に関すること。	消防総務課 総務担当
16 例規の制定及び改廃に関すること。	消防総務課 総務担当
17 重要施策の企画、調整及び立案に関すること。	消防総務課 総務担当
18 消防広報に関すること。	消防総務課 総務担当
19 消防統計に関すること。	消防総務課 総務担当
20 消防施設及び庁舎の管理及び修繕に関すること。 （大規模修繕を除く）	消防総務課 総務担当
21 上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会に関すること。	協議会廃止後、指令課
22 課の庶務に関すること。	消防総務課 総務担当
23 他の課に属さない事務に関すること。	—

② 消防本部 予防課 予防係

事務分掌	主な移管先（上尾市へ）
1 建築確認の同意に関すること。	予防課 予防・査察担当
2 防火対象物の検査及び指導に関すること。	予防課 予防・査察担当
3 消防用設備の検査及び技術指導に関すること。	予防課 予防・査察担当
4 防火管理者及び防災管理者の指導に関すること。	予防課 予防・査察担当
5 防火対象物の査察及び調査に関すること。	予防課 予防・査察担当
6 危険物製造所等の査察及び調査に関すること。	予防課 調査・保安担当
7 危険物等の規制及び許認可に関すること。	予防課 調査・保安担当
8 液化石油ガスの保安に関すること。	予防課 調査・保安担当
9 火薬類の譲渡等の許可に関すること。	予防課 調査・保安担当
10 あき地の環境保全に関すること。	予防課 予防・査察担当
11 火災予防の企画に関すること。	予防課
12 伊奈町火災予防条例（昭和37年条例第45号）に関すること。	予防課
13 火災原因の調査及び報告に関すること。	予防課 調査・保安担当
14 罹災証明に関すること。	予防課 調査・保安担当
15 火災の統計に関すること。	予防課 調査・保安担当
16 防火協力団体に関すること。	予防課
17 課の庶務に関すること。	予防課

③ 消防署 消防課 消防係

事務分掌	主な移管先（上尾市へ）
1 文書の收受、発送及び保存に関する事	警防課
2 警防、救急及び救助業務の企画立案及び警防計画に関する事	警防課
3 消防水利の設置及び維持管理に関する事	伊奈町 警防課 警防担当
4 火災警報に関する事	指令課
5 開発行為に係る事前協議に関する事	警防課 警防担当
6 消防相互応援協定等に関する事	消防総務課
7 火災原因の調査及び報告に関する事	予防課 調査・保安担当
8 医療機関及び関係機関との連絡調整に関する事	警防課 救急担当
9 訓練指導に関する事	管理課 管理担当
10 患者等搬送事業に関する事	警防課 救急担当
11 警防、救急及び救助統計に関する事	警防課
12 消防車両及び機械器具の購入、整備並びに管理に関する事	警防課 警防担当 管理課 管理担当
13 消防団に関する事	伊奈町
14 その他火災予防に関する事	予防課
15 課の庶務に関する事	予防課
16 他の課に属さない事務に関する事	—

④ 消防署 消防第一課・消防第二課 救助係

事務分掌	主な移管先（上尾市へ）
1 救助業務に関する事	東消防署 救助担当
2 特殊災害活動に関する事	東消防署 救助担当
3 救助訓練に関する事	東消防署 救助担当
4 救助車両及び機械器具の維持管理に関する事	東消防署 救助担当（車両を除く）
5 救助調査に関する事	東消防署 救助担当

(3) 危険物施設の許認可

危険物施設の許認可等については、消防に関する事務委託を受けている上尾市長が行うこととする。

補足

消防法第11条第1項第1号にて危険物施設を設置、又は当該施設の位置、構造、設備を変更しようとする者は、消防本部及び消防署を置く市町村の区域に設置される危険物施設については「当該市町村長」から許可を得なければならないことから、広域化後は、伊奈町は上尾市に消防に関する事務（消防団に係るもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。）を委託しているため、当該許認可については、上尾市長が行うものとする。

消防法（昭和23年法律第186号）抜粋

（製造所等の設置、変更等）

第11条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

一 消防本部及び消防署を置く市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所  
当該市町村長



(4) 委託事務の管理、執行、関係条例等

- ア 消防に関する委託事務の管理及び執行については、上尾市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。
- イ 上尾市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ、当該条例等の案を伊奈町に通知しなければならないものとする。
- ウ 上尾市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに、当該条例等を伊奈町に通知しなければならないものとする。
- エ 伊奈町は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに当該条例等を公表しなければならないものとする。

補足

上尾市長から伊奈町長への当該条例等の改廃による通知があったときの公表の方法は、伊奈町の規定によるものとする。

(5) 消防車両の配置場所

広域化時の消防署所に配置する消防車両は次のとおりとする。

補足

《車両配置》

	消防ポンプ車	はしご車	化学車	救急車	救助工作車	指揮車	その他
東消防署	2	1	1	1	1	1	4
原市分署	2	0	0	1	0	0	1
上平分署	2	0	0	1	0	0	1
伊奈分署	2	0	1	2	1	0	2
西消防署	2	1	0	1	1	1※	2
大谷分署	2	0	0	2	0	0	2
平方分署	1	0	0	1	0	0	2

※伊奈分署では、常時消防ポンプ車2台、救急車2台を運用する。

※消防力の整備指針に基づき、西消防署に指揮車を新たに配備するが、新規購入するものではなく、伊奈町の警防車をもって運用を開始する。

その他（東消防署）重機搬送車、非常用救急車、調査車、警防車

（原市分署）連絡車

（上平分署）連絡車

（伊奈分署）非常用救急車、連絡車

（西消防署）積載車、連絡車

（大谷分署）非常用ポンプ自動車、連絡車

（平方分署）ボートトレーラー、連絡車

## (6) 部隊運用等

災害出動については管轄区域に関係なく、災害発生地点から一番近く（直近方式）に位置する災害事案に該当する車両を出動させる。

### 補足

車両に搭載されている GPS（人工衛星の信号から座標を計測する機能）を活用し、一般建物火災の場合、直近から 7 台の車両が出動する。第二出動では 4 台追加され、さらに第三出動で、5 台追加する。

## (7) 現場指揮体制

伊奈分署（広域化前の伊奈町消防署）は、広域化後、上尾市東消防署管轄区域内の他の分署と同様に位置付ける形で、上尾市警防規程の見直しを行うこととする。

### 補足

上尾市の東側に位置する伊奈町全域は、「上尾市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 40 年条例第 5 号）」に基づき、上尾市東消防署の管轄区域となるため、上尾東大隊の指揮下に入り、上尾市内の他の分署と同様の指揮体制となる。

また、西消防署に指揮担当（指揮隊）を新設して、東西の消防力の均衡及び現場指揮体制の強化を図るため、併せて、上尾市警防規程の見直しを行うものとする。

## (8) 消防指令センター

「上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会」を廃止する。

### 補足

現在、上尾市及び伊奈町で「上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会」により消防指令センターを運用しているが、広域化後は上尾市消防本部の一組織となることから、当協議会を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、両市町の議会で議決を経て廃止する。

なお、広域化後においても決算等に係る必要な事務処理は、上尾市消防本部指令課が伊奈町部局と共同して事務を進めるものとする。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（協議会の組織の変更及び廃止）

第 252 条の 6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二の二第一項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

(9) 消防署・分署の管轄区域

- ア 上尾市の消防署所の管轄区域は現状のとおりとする。  
イ 伊奈町全域を上尾市東消防署の管轄区域とする。

補足

上尾市の東側に位置する伊奈町全域は「上尾市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和40年条例第5号）」に基づき上尾市東消防署の管轄区域とする。

《管轄区域》

名称	位置	管轄区域
上尾市東消防署	上尾市大字上尾村537番地	緑丘、上町、宮本町、仲町、愛宕の一部、日の出の一部、東町、本町、柏座の一部、原新町、上尾宿、上尾村、二ツ宮、上尾下、原市、瓦葺、五番町、原市中、原市北、中妻、上、久保、西門前、南、菅谷、須ヶ谷、平塚、錦町、上平中央、伊奈町全域
上尾市西消防署	上尾市中分一丁目232番地	愛宕一部、栄町、日の出の一部、春日、柏座の一部、谷津、富士見、平方、上野、平方領々家、上野本郷、西貝塚、中妻、浅間台、弁財、井戸木、泉台、小泉、中分、藤波、小敷谷、畔吉、領家、地頭方、老丁目、老丁目東、老丁目西、老丁目南、老丁目北、今泉、向山、大谷本郷、堤崎、中新井、戸崎、川、西宮下

(10) 交替制勤務

交替制勤務者の勤務形態は2部制とし、1当務当たり15時間30分とする。

補足

- ・ 消防の勤務体制は、「毎日勤務」と「交代制勤務」に区分される。
- ・ 交替制勤務者の勤務時間は、1当務あたり15時間30分とする。

《 交替制勤務形態 》

課	割当(人)	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
消防第1課	A	○	×	○	×	●	●	○	×	○	×	○	×	●	●
	B	○	×	●	●	○	×	○	×	○	×	●	●	○	×
	C	●	●	○	×	○	×	○	×	●	●	○	×	○	×
	D	○	×	○	×	○	×	●	●	○	×	○	×	●	●
	E	○	×	○	×	●	×	○	×	○	×	●	●	○	×
	F	○	×	●	●	○	×	○	×	●	●	○	×	○	×
	G	●	●	○	×	○	×	●	●	○	×	○	×	○	×
消防第2課	A	×	○	×	●	●	○	×	○	×	○	×	●	●	○
	B	×	●	●	○	×	○	×	○	×	●	●	○	×	○
	C	●	○	×	○	×	○	×	●	●	○	×	○	×	●
	D	×	○	×	○	×	●	●	○	×	○	×	●	●	○
	E	×	○	×	●	●	○	×	○	×	●	●	○	×	○
	F	×	●	●	○	×	○	×	●	●	○	×	○	×	○
	G	●	○	×	○	×	●	●	○	×	○	×	○	×	●

○：当直勤務 ×：非番 ●：週休

《 勤務時間 》

毎日勤務		交替制勤務	
1日の勤務時間 7時間45分		1当務の勤務時間 15時間30分	
8:30~12:00 勤務	3時間30分	8:30~12:15 勤務	3時間45分
12:00~13:00 休憩	(60分)	12:15~13:00 休憩	(45分)
13:00~17:15 勤務	4時間15分	13:00~17:00 勤務	4時間00分
		17:00~17:45 休憩	(45分)
		17:45~22:00 勤務	4時間15分
		22:00~5:00 仮眠	(7時間)
		5:00~8:30 勤務	3時間30分

### 3 人事、処遇

#### (1) 職員定数

広域化実施時の消防職員数は両市町の定数合計 328 名とする。

##### 補足

令和 4 年 4 月 1 日現在、上尾市消防職員 267 名（定数 267 名）、伊奈町消防職員は 58 名（定数 61 名）であり、定数から比較すると 3 名の欠員となっている。広域化前の欠員を補充させたうえで広域化後の運用を行うこととするため、広域化実施時の消防職員数は両市町の職員定数の合計とする。

#### (2) 職員配置及び採用計画

- ア 広域化後の消防職員の配置については、本部及び署所の体制を踏まえ行うものとする。
- イ 広域化後の採用計画については、退職予定者等を考慮し行うものとする。

##### 補足

消防広域化時の職員配置については、消防本部の事務量及び各署所の出動体制を考慮し、適正に行うものとする。なお、広域化後に消防署所が新設された場合は、その時点での上尾市消防本部全体の状況を踏まえ、配置を見直すこととする。

また、新規職員の採用にあたっては、定年退職予定者の人数等を考慮したうえで採用計画を作成するものとする。

#### (3) 職員の任用

- ア 広域化に伴い、伊奈町消防職員は伊奈町を退職し、上尾市消防職員として上尾市が新たに任用する。
- イ 前項により上尾市消防職員となる者の職務の級は、現行の役職及び経験年数に基づき決定する。

##### 補足

- ・ 広域化による職員の任用については、上尾市の関係条例等に基づき行うものとする。
- ・ 広域化後に退職者補充分等として、新規に採用する職員は、上尾市の基準に基づき採用する。

#### (4) 職員の階級

広域化後の伊奈町消防職員の階級は、広域化前の階級と同等以上とし、上尾市消防本部の人事制度を基本とした階級設定とする。

##### 補足

伊奈町消防職員の階級は、「上尾市消防本部組織規則」及び「上尾市消防署組織規則」に基づき、職名に合わせて設定する。

	上尾市消防本部	伊奈町消防本部
階級	職	職
消防正監	消防長	
消防監	参事・次長・ 署長・副参事	
消防司令長	課長・分署長・主席主幹 副分署長・主幹	消防長
消防司令	主幹・副主幹	次長・署長・課長 主幹・課長補佐
消防司令補	主査	係長・主査
消防士長	主任	主任
消防副士長	主任・消防副士長	主事
消防士	消防士	主事補

#### (5) 給料月額

広域化に伴い伊奈町消防職員を退職して上尾市消防職員となる者の給料月額は、従前の給料月額を配慮したうえで当該職員の経験年数等を上尾市職員給料表に適用させた額とする。

なお、この給料格付けの結果生じた広域化前との差額分は伊奈町が負担するものとする。

##### 補足

広域化に伴い、伊奈町消防職員がそれまで適用されていた給料月額を上尾市の給料表に適用するにあたっては、広域化前と比較し原則不利益が生じないような処遇とする。

#### (6) 諸手当の支給基準

ア 諸手当（扶養手当・通勤手当・住居手当等）は、原則として現行の上尾市の基準で支給する。 ※a 参照

イ 退職手当については、引き続き両市町が加入している埼玉県市町村総合事務組合の規定に基づき支給する。 ※b 参照

##### 補足

a 広域化により上尾市に採用された職員の諸手当については、上尾市の関係条例等に基づき支給するものとする。

b 広域化により上尾市に採用された職員の退職手当については、伊奈町退職時には支給せず、埼玉県市町村総合事務組合の規定に基づき、引き続いた在職期間とする。

(7) 福利厚生

職員の福利厚生については、上尾市の制度を適用する。

補足

広域化により上尾市に採用された職員の福利厚生については、埼玉県市町村共済組合に関するもののほか、上尾市の現行の制度を適用するものとする。

(8) 教育、訓練及び研修

広域化に伴う必要な教育・訓練・研修等を計画的に実施する。

補足

広域化後、組織全体のレベル低下を招かないようにするとともに、職員の士気高揚にも努める必要性から、計画的に研修を受講できるよう、次のとおり配慮する。

- ・ 消防大学校、埼玉県消防学校入校など、職員研修を積極的に推進し、職員の資質及び職務能力の向上に努める。
- ・ 救急救命士をはじめ、職務遂行上必要な各種試験取得を推進する。

《消防大学校・埼玉県消防学校研修派遣状況》 (令和4年3月31日現在)

		受講者数	上尾市消防本部	伊奈町消防本部
消防大学校	幹部科	11	8	3
	救助科	7	5	2
	救急科	4	0	4
	火災調査科	2	2	0
	警防科	6	5	1
	予防科	2	1	1
	違反是正特別講習	2	2	0
	査察業務マネジメントコース	3	2	1
	危機管理・国民保護コース	2	2	0
	消防団活性化推進コース	1	1	0
	小計	40	28	12
埼玉県消防学校	救急救命士養成	68	53	15
	指導救命士養成	12	8	4
	初任教育	302	250	52
	救急科Ⅰ課程	30	29	1
	救急科Ⅱ課程	32	25	7
	救急科(標準課程)	182	164	18
	警防科	45	38	7
	救助科	87	62	25
	警防活動教育	40	30	10
	予防査察科	34	23	11
	火災調査科	23	16	7
	特殊災害科	18	16	2
	実火災訓練指導者教育	2	1	1
	実火災訓練教育	14	10	4
	初級幹部科	26	21	5
	実科指導員教育	15	10	5
	小計	930	756	174
	合計	970	784	186

(単位：人)

《資格保有者》

(令和4年3月31日現在)

	合計	上尾市消防本部	伊奈町消防本部
救急救命士	86	67	19
薬剤認定	79	60	19
気管挿管認定	42	33	9
ビデオ喉頭鏡気管挿管認定	40	32	8
処置拡大認定	78	59	19
自動車運転免許（普通）	323	264	59
自動車運転免許（中型）	74	63	11
自動車運転免許（大型）	195	171	24
車両系建設機械	58	58	0
小型船舶操縦士	52	52	0
移動式クレーン	87	68	19
玉掛け	91	71	20
陸上特殊無線	276	228	48
特定化学物質等作業主任者	31	31	0
第一種衛生管理者	15	15	0

(単位：人)

(9) 被服等

被服等は、現行の上尾市の基準に統一する。

補足

- ・ 伊奈町が上尾市に消防の事務を委託することから「上尾市消防職員被服等の給与及び貸与に関する規則」に基づき被服等を統一する。
- ・ 早期の統一を目標とするが、当面の間は、両市町の現行の被服を併用することも考慮する。
- ・ 被服等を統一することで、消防業務を広域化により運用していることが住民に理解してもらえたとともに、職員の士気向上及び組織の一体感につながる。



## 4 施設整備

### (1) 消防施設整備計画

#### ア 施設の新設、既存施設の建替えについて

消防庁舎等の新設、大規模改修及び建替えは、原則として当該不動産の所在する市町が行う。その他、消防運営上必要な事項について、両市町であらかじめ協議する。 ※a 参照

なお、伊奈町北部の走行限界エリア外地域については、その解消を図るため、伊奈町北部への消防施設新設を念頭に、国の財政措置の活用を視野に入れ、広域化後8年以内に、両市町で協議しながら整備を進めていく。

#### イ 改修等の計画について

消防庁舎等の改修等の時期については、各市町の公共施設等総合管理計画等に記載し、管理運営する。 ※b 参照

#### 補足

- a 消防庁舎等の新設、大規模改修及び建替えに係る経費は、原則として、当該不動産の所有者が負担する。

ただし、消防本部（本部機能部分に限る）は、その所在に関わらず両市町に必要であるため、当該部分についての大規模改修に係る経費は、次ページ5(1)補足「c 広域化後の経費の負担割合について」で定める経費負担割合に応じて両市町で按分負担することを原則として、別途協議する。

- b 消防庁舎の耐用年数などを明記することにより、施設を安全に使用することができるようにする。消防本部及び伊奈町の消防庁舎を改修する必要があるときは、両市町にてあらかじめ協議する。

#### 【走行限界エリア】

消防力の整備指針に基づき、出動署所から6分半以内に放水開始できる目安を、円で表したものを、



## (2) 車両更新計画

上尾市が策定する車両更新計画に基づき、車両を更新・整備するものとする。

### 補足

広域化時、消防力の整備指針に基づき、西消防署に指揮車を新たに配置する。当該車両は、伊奈町の警防車を利用する。なお、当該車両は、調査目的で使用する車両であるため、災害時、迅速に指揮体制を確立するために必要な資機材の積載が十分でないことから、早期に専用車両の配備を行うこととする。

## 5 経費

### (1) 経費の負担方法

委託事務の管理及び執行に要する経費は、伊奈町の負担とし、伊奈町は、上尾市にこれを交付するものとする。

### 補足

- a 広域化前の経費の負担方法、負担割合及び支弁方法について  
広域化前の経費であって、広域化に伴い臨時的に必要となる経費は、伊奈町が負担する。  
ただし、消防指令センターに係る経費は、上記に関わらず、上尾市で支出したうえで、「上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会経費支弁に関する規程」に規定する経費の負担割合に応じて伊奈町が上尾市に支弁する。
- b 広域化後の経費の負担方法について
  - (a) 人件費について  
広域化後の人件費の負担方法については、「c 広域化後の経費の負担割合について」で定める経費負担割合に基づき両市町で按分して負担するものとする。
  - (b) 消防庁舎等の新設、大規模改修及び建替えに係る経費について  
前ページ4(1)補足aによるものとする。
  - (c) その他の経費について  
その他の経費は「c 広域化後の経費の負担割合について」に掲げる経費の負担割合に応じて各市町が負担する。
- c 広域化後の経費の負担割合について  
広域化後の経費の負担割合は、消防費に係る基準財政需要額（前年度）の割合とする。当該経費の負担割合は、百分率で小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求める。これにより算出した負担額に一元未満の端数が生じる場合は、小数点第一位を四捨五入する。

ただし、広域化に伴い伊奈町の費用負担が増加することに配慮し、令和5年度から令和8年度までの間は経過措置を設け、別に定める。

d 広域化後の経費の支弁方法について

広域化後の経費は、上尾市で支出したうえで、「b 広域化後の経費の負担方法について」及び「c 広域化後の経費の負担割合について」に基づき、伊奈町が上尾市に支弁する。

ただし、消防庁舎等の新設、大規模改修及び建替えに係る経費は、当該不動産の所有者が支出する。

(2) 職員給与の負担方法

広域化前に各市町で任用されていた職員の給与等は、任用していた市町が広域化後も負担することとし、広域化後に採用された職員の給与等は、定められた経費負担割合に基づき両市町で負担するものとする。  
 ただし、広域化時に従前組織の欠員（定年退職による欠員を除く）を補うために採用された職員の給与等については、当該補充の対象となった市町が負担するものとする。

補足

- ・ 広域化前から上尾市消防及び伊奈町消防に任用されていた職員の給与等の負担については、広域化後なお従前のおり当該職員が退職するまでそれぞれの市町において負担するものとする。
- ・ 広域化後に新たに採用された職員の給与等は、前ページ5(1)補足 b 「(a) 人件費について」によるものとする。
- ・ 上記給与等には、市町村共済負担金、退職手当負担金のほか、当該職員に関する福利厚生等の諸経費を含むものとする。

(3) 広域化に伴い臨時的に必要となる経費

ア 広域後の業務を円滑に行うために、広域化に起因する施設等の改修や整備を広域化に伴い臨時的に必要となる経費として取り扱う。  
 イ 広域化に伴い臨時的に必要となる経費に対しては、国及び埼玉県の財政支援制度の活用を図る。

補足

《広域化に伴い臨時的に必要となる経費にかかる項目》

項目	内容	関係市町
1 被服等の統一	活動服や救急服、防火衣等を上尾市の基準に統一（61名分）	伊奈町
2 資機材の統一	消防ホース等の資機材を上尾市の基準に統一	伊奈町
3 消防指令センターの改修	統合に係る指令システムの改修、情報支援システムの改修	上尾市・伊奈町
4 庁内 LAN の整備	伊奈分署の伊奈町庁内 LAN を撤去し、新たに上尾市庁内 LAN を整備	伊奈町
5 車両表示	消防車両9台分の表示を変更 伊奈町消防署→上尾市消防本部へ	伊奈町
6 庁舎看板等	消防署所名称変更に伴い伊奈分署に庁舎看板等の制作	伊奈町

## ○国における財政支援制度

### 1 消防広域化準備経費【特別交付税】

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

### 2 消防広域化臨時経費【特別交付税】

消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
- ② 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- ③ 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規定の整備等に要する経費
- ④ その他広域化整備に要する経費

### 3 消防署所等の整備【①・②緊急防災・減災事業債】

- ① 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）※
- ② 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築※
- ③ ①、②以外の整備〔一般単独事業債：充当率90%（通常75%）〕

### 4 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づき整備する高機能消防指令センター（指令装置等）※

### 5 消防用車両等の整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備※

### 6 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

【※ 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。】

#### 緊急防災・減災事業債

- ・ 対象事業  
地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象
- ・ 財政措置  
地方債充当率 100%      交付税導入率 70%

## ○埼玉県における財政支援

### 1 ふるさと創造資金

#### 【補助対象事業】

広域連携によるスマート自治体転換等支援事業

（広域連携を活用した効率的な行政サービスの提供や体制整備のために実施する事業）

補助率 2分の1以内      補助上限額 5,000万円

#### (4) 財産の取扱い

##### ア 土地、建物の不動産について

各市町が所有する土地、建物、訓練施設等の不動産については、広域化後も、各市町の所有とする。広域化後の伊奈町の消防に係る不動産については、上尾市消防に無償貸与する。伊奈町の消防に係る不動産については、上尾市消防が管理する。

##### イ 車両資機材等の動産について

伊奈町（消防本部又は、消防署）が保有する車両や備品・什器等の動産については、上尾市に無償譲渡する。ただし、債務があるものについては、債務の償還中は上尾市に無償貸与し、債務の償還後に上尾市に無償譲渡する。伊奈町の消防に係る動産については、上尾市消防が管理する。

##### 補足

伊奈町の消防に係る不動産については、伊奈消防団の会議や災害対策本部としての利用など、必要と認められる場合は、伊奈町が一時的に利用することができる。

#### (5) 債務の取扱い

##### ア 広域化前に各市町で起こした地方債は、当該借入団体が負担する。

※a 参照

##### イ 広域化後の地方債は、各市町で起債し、その債務は当該借入団体が負担する。 ※b 参照

##### 補足

a 広域化前に各市町で起こした地方債は、引き続き当該借入団体が負担する。

b 広域化後の地方債は、上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会の担任する事務での取扱いと同様に、各市町で起債し、その債務は当該借入団体が負担する。

#### (6) 収入の帰属

委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等の収入は、地方債を除き、すべて上尾市の収入とする。

##### 補足

委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等の収入は、地方債を除き、すべて上尾市の収入とし、消防費のうち両市町で按分負担する経費に充当する。

## 第5章 関係機関との連携に関する事項

### (1) 伊奈町災害対策本部との連携

伊奈町災害対策本部には、上尾市消防本部から上尾市東消防署長と他職員を派遣し、連携体制を図る。

#### 補足

伊奈町で大規模災害等が発生した場合、上尾市消防本部から伊奈町災害対策本部に上尾市東消防署長と他職員を派遣し、災害情報等の共有及び連携体制を確保する。

なお、このことを伊奈町地域防災計画に位置付けるものとする。

### (2) 消防団との連携

ア 伊奈消防団に関する事務は伊奈町が行う。 ※a 参照

イ 伊奈消防団は、上尾市消防本部と連携し災害対応を図る。 ※b 参照

ウ 伊奈消防団の行事・研修・訓練等について、上尾市消防本部と協力し連携を図る。 ※c 参照

#### 補足

#### a 消防団の事務について

上尾市消防団の事務は、従前のおり上尾市消防本部が行い、伊奈消防団の事務は、伊奈町の担当課が行う。

#### b 災害時の連携体制について

伊奈町で災害が発生した場合、伊奈消防団は、上尾市消防長又は消防署長の所轄の下に活動を行う。

#### c 平常時の連携体制について

伊奈消防団の行事、研修、訓練等については、伊奈消防団を所管する伊奈町の担当課が主体となり、必要に応じて上尾市消防本部と連携を図り実施する。



### (3) 関係団体との連携

伊奈町消防本部と連携している関係団体は、目的を果たすため継続して事業を行う。

ただし、伊奈町企業防災連絡協議会については、事務は伊奈町の担当課が行い、研修・訓練等については、担当課が主体となり、必要に応じて上尾市消防本部と連携する。

#### 補足

##### 《伊奈町消防本部》

団体名	組織概要	構成員（団体）	発足年月
上尾伊奈防火安全協会	会員相互の親睦融和を図るとともに、防火思想の普及徹底と防火管理体制を確立、災害を防止して会員各事業所の振興発展と社会公共の福祉に寄与することを目的とする。	176 事業所	S30.6
伊奈町企業防災連絡協議会	会員相互の融和親睦を図るとともに、消防防災機関との連絡を密にし、防火思想の普及と消防設備の整備充実を図り、防火管理体制の確立及び近隣の初期消火活動の協力、その他の防火協力を目的としている。	12 事業所	H3.11

### (4) 意見調整組織

ア 広域化時に消防広域化に係る意見調整組織として「上尾市・伊奈町消防運営連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

イ 連絡会議は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

（ア）上尾市

消防長、消防本部次長、東消防署長、消防総務課長

（イ）伊奈町

くらし産業統括監、企画課長、生活安全課長

ウ 連絡会議は、広域消防の運営状況を踏まえて、毎年度1回以上開催する。

なお、この会議の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を出席させることができる。

#### 補足

- ・ 各市町の消防行政に対する意見を的確に把握し、広域化後の円滑な消防行政の運営を図ることを目的とする。
- ・ 広域消防運営に係る各市町の首長同士の会談については、別途年1回以上実施する。

上尾市・伊奈町広域消防運営計画

令和4年（2022）年8月発行

発行 上尾市・伊奈町

編集 上尾市消防本部消防総務課・伊奈町消防本部消防総務課

【上尾市消防本部】

〒362-0013 上尾市大字上尾村537番地

電話 048-775-1311 FAX 048-775-2230

<https://www.city.ageo.lg.jp/site/shoubou>

【伊奈町消防本部】

〒362-0806 北足立郡伊奈町大字小室4885番地

電話 048-722-8111 FAX 048-722-8132

<https://www.town.saitama-ina.lg.jp>